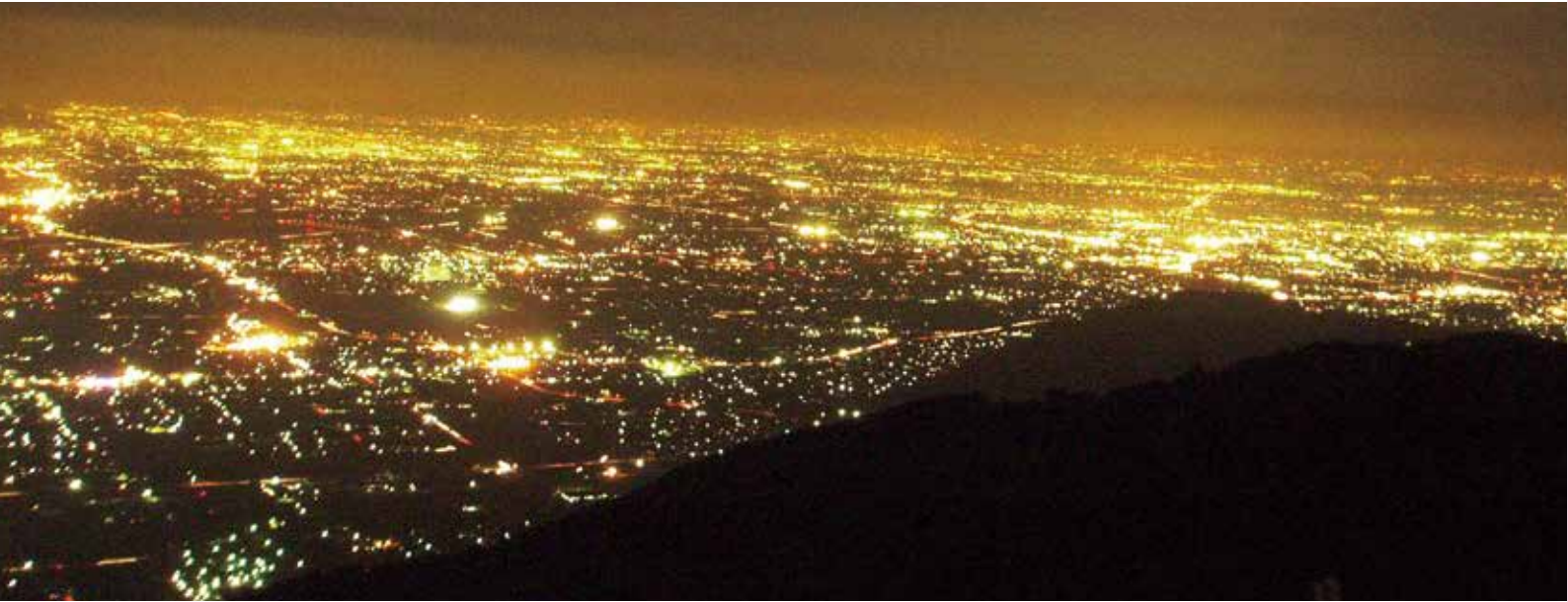


揖斐広域連合広報誌

ぬくもり

揖斐広域連合 〒501-0603 岐阜県揖斐郡揖斐川町上南方1-1 揖斐総合庁舎内
TEL(0585)23-0188 FAX(0585)21-0126
<http://www.ibikouiki.com>/E-mail nukumori-kaigo@ibikoiki.jp

- 2 ● 揖斐広域連合議会だより
- 3 ● 平成27年度 予算状況
- 4 ● 揖斐広域斎場の利用状況
- 5 ● 介護保険の状況
- 7 ● 平成27年度からの第1号被保険者の介護保険料
- 8 ● 介護保険法改正のポイント



「池田の森」

池田山山頂近くの「池田の森」には、パラグライダー・ハンググライダー発進基地があり、スカイスポーツの盛んな山として有名です。その発進基地からは、岐阜市、大垣市の夜景を中心に、遠くは名古屋市の夜景まで、広大な濃尾平野のパノラマ夜景を一望できます。岐阜県内で最も有名な夜景スポットのひとつで、週末のみならず、平日でも多くの方が夜景を楽しみに訪れています。

No.31

平成27年5月1日発行

揖斐広域連合議会だより

平成27年第1回揖斐広域連合議会定例会が2月20日(金)に開催され、条例の制定及び一部改正、平成26年度一般会計及び特別会計補正予算、平成27年度一般会計及び特別会計予算など11議案が上程され、いずれも原案のとおり可決されました。



提出議案

◎専決処分事項の承認について

平成26年度揖斐広域連合老人福祉施設特別会計補正予算(第1号)について

サービス事業費41万4千円を増額し、歳入歳出予算総額は2億4,832万9千円となりました。

◎揖斐広域連合指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定について

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の成立公布に伴う基準省令の改正に伴い、条例を制定しました。

◎揖斐広域連合介護保険条例の一部を改正する条例について

第6期介護保険事業計画の見直しに伴い、条例の一部を改正しました。

◎揖斐広域連合指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

◎揖斐広域連合指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

介護保険法施行規則等の一部を改正する省令の公布に伴い、2条例の一部を改正しました。

◎平成26年度揖斐広域連合一般会計補正予算(第2号)について

一般管理費等486万9千円を増額し、歳入歳出予算総額は2億3,981万4千円となりました。

◎平成26年度揖斐広域連合介護保険特別会計補正予算(第2号)について

総務費等333万円を増額し、歳入歳出予算総額は64億6,409万円となりました。

◎平成26年度揖斐広域連合老人福祉施設特別会計補正予算(第2号)について

サービス事業費25万円を減額し、歳入歳出予算総額は2億4,807万9千円となりました。

◎平成27年度揖斐広域連合一般会計予算について

歳入歳出それぞれ2億4,203万1千円で前年比3.6%の増となりました。

◎平成27年度揖斐広域連合介護保険特別会計予算について

歳入歳出それぞれ65億579万2千円で前年比1.9%の増となりました。

◎平成27年度揖斐広域連合老人福祉施設特別会計予算について

歳入歳出それぞれ2億6,310万円で前年比6.1%の増となりました。

平成27年度 予算状況

平成27年度の一般会計・介護保険特別会計・老人福祉施設特別会計予算が、平成27年2月20日に開催された第1回揖斐広域連合議会定例会で議決されましたので、「平成27年度予算」をお知らせします。

一般会計の内容

- ・歳入の主な内容は、町負担金と広域斎場の使用料です。
- ・歳出の主な内容は、総務費、衛生費、公債費です。
- ・一般会計の総額は242,031千円となり、前年度より8,473千円(3.6%)の増額となります。

介護保険特別会計の内容

- ・歳入の主な内容は、保険料、分担金及び負担金(町負担金)、国庫支出金、県支出金、支払基金交付金です。
- ・歳出の主な内容は、介護認定者数増に伴うサービス利用の増等により、保険給付費が前年度より69,714千円増の6,217,108千円、介護予防事業等の地域支援事業費が134,127千円です。
- ・介護保険特別会計の総額は、6,505,792千円となり、前年度より123,566千円(1.9%)の増額となります。

老人福祉施設特別会計の内容

- ・歳入の主な内容は、特別養護老人ホーム尚和園のサービス収入です。
- ・歳出の主な内容は、通所介護事業費、短期入所生活介護事業費、介護老人福祉施設事業費、居宅介護支援事業費等のサービス事業費です。
- ・老人福祉施設特別会計の総額は、263,100千円となり、前年度より15,185千円(6.1%)の増額となります。

一般会計

歳入

(単位：千円)

科目	平成27年度	平成26年度	増減率(%)
1. 分担金及び負担金	197,366	190,724	3.5
2. 使用料及び手数料	33,162	39,325	△ 15.7
3. 国庫支出金	1	0	—
4. 県支出金	1	0	—
5. 財産収入	399	399	0.0
6. 繰入金	8,000	5	159,900.0
7. 繰越金	3,000	3,000	0.0
8. 諸収入	102	105	△ 2.9
合計	242,031	233,558	3.6

歳出

科目	平成27年度	平成26年度	増減率(%)
1. 議会費	372	372	0.0
2. 総務費	101,176	98,788	2.4
3. 民生費	708	705	0.4
4. 衛生費	76,117	70,032	8.7
5. 農林水産業費	726	723	0.4
6. 公債費	59,932	59,938	0.0
7. 予備費	3,000	3,000	0.0
合計	242,031	233,558	3.6

介護保険特別会計

歳入

(単位：千円)

科目	平成27年度	平成26年度	増減率(%)
1. 保険料	1,479,853	1,341,205	10.3
2. 分担金及び負担金	886,377	882,293	0.5
3. 使用料及び手数料	150	150	0.0
4. 国庫支出金	1,455,625	1,440,641	1.0
5. 支払基金交付金	1,751,523	1,793,441	△ 2.3
6. 県支出金	918,446	914,333	0.4
7. 財産収入	106	106	0.0
8. 繰入金	4	1	300.0
9. 繰越金	13,620	10,000	36.2
10. 諸収入	87	55	58.2
11. 広域連合債	1	1	0.0
合計	6,505,792	6,382,226	1.9

歳出

科目	平成27年度	平成26年度	増減率(%)
1. 総務費	89,598	91,257	△ 1.8
2. 保険給付費	6,217,108	6,147,394	1.1
3. 財政安定化基金搬出金	1	1	0.0
4. 地域支援事業費	134,127	129,095	3.9
5. 公債費	50	50	0.0
6. 諸支出金	3,003	4,403	△ 31.8
7. 予備費	61,905	10,026	517.4
合計	6,505,792	6,382,226	1.9

老人福祉施設特別会計

歳入

(単位：千円)

科 目	平成27年度	平成26年度	増減率(%)
1. サービス収入	234,320	237,841	△1.5
2. 分担金及び負担金	0	0	—
3. 財産収入	135	82	64.6
4. 寄付金	1	1	0.0
5. 繰入金	27,001	8,508	217.4
6. 繰越金	1,000	1,000	0.0
7. 諸収入	643	483	33.1
合 計	263,100	247,915	6.1

歳出

科 目	平成27年度	平成26年度	増減率(%)
1. 総務費	12,255	4,480	173.5
2. サービス事業費	249,845	242,435	3.1
3. 公債費	0	0	—
4. 予備費	1,000	1,000	0.0
合 計	263,100	247,915	6.1

揖斐広域斎場の利用状況(平成26年4月～平成27年3月利用分)

●地域別(火葬炉)利用状況

(単位：件)

町 名	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
揖斐川町	35	28	16	23	22	23	30	29	34	37	26	35	338
大野町	20	16	16	16	28	24	28	21	19	24	16	16	244
池田町	7	12	4	8	8	4	9	3	8	15	13	6	97
その他	6	7	3	4	6	2	8	7	4	10	5	7	69
合 計	68	63	39	51	64	53	75	60	65	86	60	64	748

●施設別利用状況

(単位：件)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
菊の間(通夜・告別式)	12	11	10	13	16	9	12	16	17	17	10	17	160
蓮の間(通夜・告別式)	10	11	4	10	8	11	9	10	12	10	8	10	113
菊の間(告別式のみ)	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	1	3
蓮の間(告別式のみ)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1
蓮・菊の間(通夜のみ)	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
待合い洋室	33	31	19	26	37	27	37	34	37	45	29	35	390
待合い和室	6	5	1	5	0	3	6	4	4	8	5	4	51
霊安室	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
祭壇	22	23	14	23	24	21	21	26	29	29	18	28	278
合 計	83	82	48	77	85	72	85	90	99	111	70	95	997

●地域別(動物火葬炉)利用状況

(単位：件)

町 名	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
揖斐川町	17	16	23	26	19	17	19	22	33	25	22	23	262
大野町	23	27	14	28	16	11	20	28	24	25	19	18	253
池田町	16	9	7	24	9	22	20	22	24	16	16	17	202
合 計	56	52	44	78	44	50	59	72	81	66	57	58	717



介護保険の状況

表1 第1号被保険者の状況(平成27年2月末現在)

(単位:人)

区分	揖斐川町	大野町	池田町	合計 A	前年同月 B	比較 A-B	
第1号被保険者	7,725	5,882	6,190	19,797	19,167	630	
内訳	65歳以上75歳未満	3,623	3,322	3,385	10,330	9,806	524
	75歳以上	4,102	2,560	2,805	9,467	9,361	106

・平成27年2月末の第1号被保険者は19,797人で前年同月より630人増加しており、着実に高齢化が進行しています。

表2 要介護・要支援認定申請の状況(平成26年4月～平成27年2月までの累計)

(単位:件)

区分	揖斐川町	大野町	池田町	合計 A	前年同期間 B	比較 A-B
新規申請	339	256	240	835	875	△40
区分変更申請	120	70	80	270	214	56
更新申請	1,002	625	555	2,182	2,199	△17
合計	1,461	951	875	3,287	3,288	△1

・平成26年4月から平成27年2月までの認定申請は3,287件で前年同期間より1件減少。

・申請のうち、新規申請が835件、区分変更申請が270件、更新申請が2,182件です。

表3 審査会開催及び審査判定の状況(平成26年4月～平成27年2月までの累計)

(単位:回,件)

区分	揖斐川町	大野町	池田町	合計 A	前年同期間 B	比較 A-B
審査会開催数				132	133	△1
非該当	8	4	4	16	8	8
要支援1	102	79	37	218	167	51
要支援2	154	100	93	347	338	9
要介護1	346	231	176	753	738	15
要介護2	347	227	217	791	721	70
要介護3	198	122	146	466	535	△69
要介護4	123	89	90	302	332	△30
要介護5	119	97	75	291	399	△108
合計	1,397	949	838	3,184	3,238	△54

・平成26年4月から平成27年2月までに審査会を132回開催し3,184件の審査判定を行いました。

そのうち、16件が非該当と判定されました。

表4 要介護・要支援認定者の状況(平成27年2月末現在)

(1) 揖斐川町

(単位:人)

区分	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計	構成比
第1号被保険者	74	128	275	285	246	163	155	1,326	97.5%
内訳	65歳以上75歳未満	9	12	26	25	19	18	121	8.9%
	75歳以上	65	116	249	260	227	137	1,205	88.6%
第2号被保険者	0	3	6	7	4	5	9	34	2.5%
合計	74	131	281	292	250	168	164	1,360	100.0%
介護度別構成比	5.4%	9.6%	20.7%	21.5%	18.4%	12.3%	12.1%	100.0%	

(2) 大野町

(単位:人)

区分	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計	構成比
第1号被保険者	58	74	180	191	146	85	123	857	98.1%
内訳	65歳以上75歳未満	14	15	26	28	19	12	132	15.1%
	75歳以上	44	59	154	163	128	66	725	83.0%
第2号被保険者	0	1	1	7	2	3	3	17	1.9%
合計	58	75	181	198	148	88	126	874	100.0%
介護度別構成比	6.6%	8.6%	20.7%	22.7%	16.9%	10.1%	14.4%	100.0%	

(3) 池田町

(単位:人)

区分	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計	構成比
第1号被保険者	23	73	144	191	184	106	99	820	97.0%
内訳	65歳以上75歳未満	4	14	13	20	19	11	92	10.9%
	75歳以上	19	59	131	171	165	95	728	86.2%
第2号被保険者	0	1	2	5	5	7	5	25	3.0%
合計	23	74	146	196	189	113	104	845	100.0%
介護度別構成比	2.7%	8.7%	17.3%	23.2%	22.4%	13.4%	12.3%	100.0%	

(4) 合計

(単位：人)

区 分	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合 計	構成比
第1号被保険者	155	275	599	667	576	354	377	3,003	97.5%
内 訳	65歳以上75歳未満	27	41	65	73	56	42	345	11.2%
	75歳以上	128	234	534	594	520	312	2,658	86.3%
第2号被保険者	0	5	9	19	11	15	17	76	2.5%
合 計	155	280	608	686	587	369	394	3,079	100.0%
介護度別構成比	5.0%	9.1%	19.7%	22.3%	19.1%	12.0%	12.8%	100.0%	

- ・平成27年2月末の要介護（要支援）認定者数は第1号被保険者が3,003人、第2号被保険者が76人で合計3,079人となっています。
- ・認定者の年齢別では65歳以上75歳未満の第1号被保険者が345人(全体の11.2%)、75歳以上の第1号被保険者が2,658人(全体の86.3%)、40歳以上65歳未満の第2号被保険者が76人(全体の2.5%)となっています。
- ※構成比は端数処理の関係で合計値が合わない場合があります。

表5 保険給付費の状況(平成26年3月～平成27年1月利用分)

※各給付費は利用者負担を除いた額で介護給付費と介護予防給付費です。

(単位：千円)

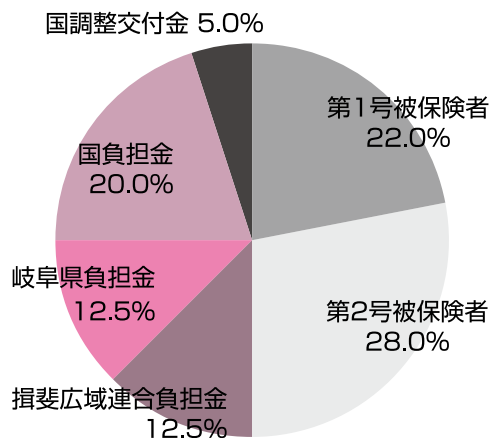
種 類	揖斐川町	大野町	池田町	合 計	費用構成比	前年同月
① 居宅(介護予防)サービス	905,886	557,286	589,535	2,052,707	36.7%	1,972,658
訪問介護	70,884	39,277	72,216	182,377	3.3%	183,418
訪問入浴	10,867	10,490	6,745	28,102	0.5%	31,304
訪問看護	45,052	17,831	19,937	82,820	1.5%	83,718
訪問リハビリテーション	8,144	4,417	5,201	17,762	0.3%	18,244
居宅療養管理指導	4,661	5,764	4,079	14,504	0.3%	14,545
通所介護	317,262	100,083	171,508	588,853	10.5%	589,585
通所リハビリテーション	117,979	203,458	74,092	395,529	7.1%	347,958
短期入所生活介護	114,255	32,612	82,046	228,913	4.1%	198,751
短期入所療養介護	43,989	37,850	17,406	99,245	1.8%	104,804
福祉用具貸与	55,531	33,603	37,225	126,359	2.3%	118,782
福祉用具購入費	2,935	2,209	2,278	7,422	0.1%	7,907
住宅改修費	8,765	6,722	6,110	21,597	0.4%	23,631
特定施設入居者生活介護	2,284	4,895	27,137	34,316	0.6%	35,393
予防・介護サービス計画費	103,278	58,075	63,555	224,908	4.0%	214,618
② 地域密着型(介護予防)サービス	417,169	406,073	368,791	1,192,033	21.3%	1,156,639
認知症対応型通所介護	18,013	11,817	42,306	72,136	1.3%	70,681
小規模多機能型居宅介護	36,959	29,867	27,330	94,156	1.7%	95,331
認知症対応型共同生活介護	248,733	210,023	213,362	672,118	12.0%	639,157
地域密着型老人福祉施設	113,464	154,366	85,793	353,623	6.3%	351,470
③ 施設サービス	940,732	548,994	514,231	2,003,957	35.9%	2,000,269
介護老人福祉施設	459,515	233,439	275,167	968,121	17.3%	973,559
介護老人保健施設	460,499	309,774	165,771	936,044	16.8%	930,122
介護療養型医療施設	20,718	5,781	73,293	99,792	1.8%	96,588
④ 高額サービス費	42,942	28,633	24,086	95,661	1.7%	95,368
⑤ 特定入所者サービス費	119,089	67,334	42,570	228,993	4.1%	225,290
⑥ 高額医療合算介護サービス費	5,941	4,501	3,170	13,612	0.3%	12,091
合 計 (① ~ ⑥)	2,431,759	1,612,821	1,542,383	5,586,963	100.0%	5,462,315

- ・平成26年3月から平成27年1月までの給付費の総額は5,586,963千円となっており、前年と比較して124,648千円の増となっています。
- ・訪問介護、通所介護等の居宅(介護予防)サービスの総額は2,052,707千円、グループホーム等の地域密着型(介護予防)サービスの総額は1,192,033千円、特別養護老人ホーム等の施設サービスの総額は2,003,957千円となっています。
- ※費用構成比は端数処理の関係で合計値が合わない場合があります。

平成27年度から65歳以上(第1号被保険者)の方の介護保険料が変わります。

介護保険事業に必要な法定サービスにかかる給付費はサービス利用時の利用者負担を除き、50%が保険料、50%が公費で賄われます。

また、第6期計画期間(平成27年～29年度)においては、介護保険給付費のうち、第1号被保険者(65歳以上の方)の介護保険料で負担する割合は、高齢化の進行状況が勘案され、第5期計画期間から1ポイント上昇し22%となりました。また、第2号被保険者(40歳以上65歳未満の方)が28%を賄うことになります。



第1号被保険者の介護保険料は、第6期計画期間(平成27年～29年度)中の保険給付費および地域支援事業費を基に算定します。

$$\text{保険料収納必要額} \div \text{予定保険料収納率 (98.7\%)} \div \text{補正後被保険者数} \div 12(12\text{か月})$$

第1号被保険者保険料基準額(月額)6,000円

表：所得段階別介護保険料

段階	基準額に対する割合	年額(月額)	対象者
第1段階	0.45	32,400円 (2,700円)	生活保護受給者 老齢福祉年金受給者で世帯全員が住民税非課税の人 世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の人
第2段階	0.75	54,000円 (4,500円)	世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円以下の人
第3段階	0.75	54,000円 (4,500円)	世帯全員が住民税非課税で、第1段階、第2段階に該当しない人
第4段階	0.9	64,800円 (5,400円)	世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は非課税の人で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の人
第5段階 (基準額)	1.0	72,000円 (6,000円)	世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は非課税の人で、第4段階に該当しない人
第6段階	1.2	86,400円 (7,200円)	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の人
第7段階	1.3	93,600円 (7,800円)	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上190万円未満の人
第8段階	1.5	108,000円 (9,000円)	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が190万円以上290万円未満の人
第9段階	1.7	122,400円 (10,200円)	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が290万円以上の人

介護保険法の改正のポイント

ポイント 1 予防給付を地域支援事業に移行し、多様化(平成29年4月から実施予定)

介護保険の給付には、要介護1～5に向けた「介護給付」、要支援1～2に向けた「予防給付」があります。このうち、要支援者向けの予防給付のうち、訪問介護と通所介護(デイサービス)の二つを全国一律のサービス提供から、地域の実情に合わせた内容などに変更できることになりました。これにより、介護予防の担い手をNPO団体やボランティア団体等の介護の専門家以外に門戸を広げ、地域の支えあい体制づくりを推進し、自立意欲の向上につながるよう、これまで以上の多様なサービスが提供されることが期待されています。

要支援1～2のような軽度者向けの介護サービスは、掃除、洗濯、調理などの生活支援が中心となりますので、訪問看護、訪問リハビリテーションのような資格を持った専門職でなければならないものではありません。これらにNPOやボランティア等の幅広い範囲の参画を促し、介護の新たな受け皿を生み出そうとしています。

ポイント 2 特養の新規入所者を要介護者3以上に限定(平成27年4月から)

特別養護老人ホームは、今までは要介護1から入所することができましたが、これからはより介護の必要性の高い「要介護3」以上の方に原則として限定されます。対象は新規の入所者になるため、現在入所している要介護1～2の方はそのままとなります。

ポイント 3 低所得者の保険料軽減を拡充(平成27年4月から)

消費税率10%への引上げによる財源を前提としていたところ引き上げが延期されたことから、施策の優先順位付けを行う必要があった中で、介護保険料の軽減強化については、平成27年4月からは、特に所得が低い方を対象に一部実施し、完全実施は消費税率10%への引き上げ時(平成29年4月)を予定しています。

ポイント 4 一定以上所得のある利用者の自己負担を2割へ引き上げ(平成27年8月から)

現在、介護保険の利用者負担は一律で1割負担となっています。例えば10万円分の介護サービスを受けたら1万円を自己負担するというものです。この利用者負担が、一定以上の所得がある人は、2割負担に引き上げられることとなります。ただし、ひと月の自己負担に上限を設けて負担が重くなりすぎないようにする高額介護サービス費があるため、自己負担の額が必ずしも2倍になるものではありません。

ポイント 5 特定入所者介護サービス費(補足給付)の見直し

預貯金等を多く所有していたり、配偶者に十分な収入があっても、世帯が分かれていると補足給付を受けることが可能になっており公平性を欠く状況でした。そこで住民税非課税の低所得者でも下記のように預貯金等の一定の資産がある場合などは、補足給付の対象外とすることになります。

① 配偶者の所得の勘案(平成27年8月から実施予定)

配偶者については、世帯分離していたとしてもその所得を勘案することとなります。

② 預貯金等の勘案(平成27年8月から実施予定)

預貯金等の基準としては、単身の場合は1,000万円以下、夫婦の場合は2,000万円以下とする予定となっています。

③ 非課税年金の勘案(平成28年8月から実施予定)

補足給付受給者の段階区分のうち、第2段階と第3段階は、年金収入及び合計所得金額の合計金額で判定していますが、遺族年金及び障害年金といった非課税年金の額もこの額に含めて判定する予定です。